

## 独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程

制定 平成16年1月5日 2003情総第7号

最終改正 令和4年11月24日 2022情総第510号 一部改正

### (総則)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人情報処理推進機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第21条第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給は、この規程の定めるところによる。

### (給与の区分)

第2条 職員の給与は、次の区分による。

- 一 基本給
  - イ 本俸
  - ロ 扶養手当
- 二 諸手当
  - イ 職務手当
  - ロ 地域手当
  - ハ 広域異動手当
  - ニ 住居手当
  - ホ 通勤手当
  - ヘ 単身赴任手当
  - ト 超過勤務手当
  - チ 管理職員特別勤務手当
  - リ 特別手当
  - ヌ 寒冷地手当
  - ル 宿日直手当

### (職務の区分)

第3条 給与の支給基準となる職務の区分は、次のとおりとする。

- 一 センター長、副センター長、特命担当部長及び部長 1等級
- 二 シニアエキスパート 1等級～2等級
- 三 副部長、グループリーダー、事務所長、室長、エキスパート及び調査役 2等級
- 四 サブグループリーダー及び主幹 3等級
- 五 主任 4等級

## 六 一般職員 5等級～6等級

(給与の支給日及び支給方法)

第4条 職員の給与(特別手当、寒冷地手当及び通勤手当を除く。以下次項において同じ。)の支給日は、毎月18日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の基本給、職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当並びに前月分の超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。

3 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(本俸の決定)

第5条 職員の本俸は、月額とし、その額は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度を考慮して、別表第1の俸給表により定める。

(初任本俸)

第6条 新たに採用する者の初任本俸は、次のとおりとする。

- 一 新制大学卒業者 5等級9号俸
- 二 新制短期大学卒業者 6等級21号俸
- 三 新制高等学校卒業者 6等級13号俸
- 四 新制中学校卒業者 6等級1号俸

2 学校卒業後1年以上を経過した者の初任本俸は、前項の基準のほか職歴及び経験を勘案して定める。

(昇給等)

第7条 昇給は、職員各人の能力評価等の勤務成績に応じて行うことができる。

2 職員の俸給月額がその属する等級における俸給の幅の最高額である場合には、その者が同一の等級にある間は昇給しない。

3 減給又は降格の基準等については、別に定める。

(昇給の時期)

第8条 職員の昇給の時期は、毎年7月1日とする。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 扶養親族の範囲は、次に掲げる親族であって、他の生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とする。
  - 一 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下次項において同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子
  - 三 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
  - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 五 満22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹
  - 六 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額を、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については、1人につき6,500円（別表第1の1等級に格付けされた職員（以下「1等級職員」という。）にあつては、3,500円）とし、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については、1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第10条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合は、その職員は、ただちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した

日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - 一 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
  - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - 三 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある1等級職員が1等級職員以外の職員となった場合
  - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で1等級職員以外のものが1等級職員となった場合
  - 五 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

#### （職務手当）

第11条 職務手当は、次の各号の一に掲げる職務にある職員に対して支給する。

- 一 センター長、副センター長、特命担当部長、部長、シニアエキスパート、副部長、グループリーダー、事務所長、室長、エキスパート及び調査役
  - 二 サブグループリーダー及び主幹
- 2 職務手当の額は、別表第2に掲げる職務の区分及び等級に応じ、それぞれ同表に定める職務手当の額とする。
  - 3 職員の前項の規定による額が、独立行政法人情報処理推進機構役員報酬規程第3条第1項に規定する役員の最低の月例支給額及び同規程第3条第2項に定める地域手当の月額合計額に112分の100を乗じて得た額と、その者が受けるべき基本給の月額合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する職務手当は、同項の規定にかかわらず、その差額未満の額として別に定める額とする。

#### （地域手当）

第12条 地域手当は、別表第3に掲げる支給地域に所在する事業所に在勤する職員に対

して支給する。

- 2 地域手当の月額、基本給及び職務手当の月額の合計額に別表第3に掲げる支給地域に応じて、それぞれ同表に掲げる支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項に規定する事業所に在勤する職員が、その事業所を異にして異動した場合又はその事業所が移転した場合（これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた事業所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合と権衡上必要があると理事長が認めた場合に限る。）において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）の直後に勤務する事業所に係る地域手当の支給割合が当該異動等の前日に勤務していた事業所に係る地域手当の支給割合に達しないこととなる時、又は当該異動等の直後に勤務する事業所が同項に規定する事業所に該当しないこととなる時は、当該職員には当該異動等の日から2年を経過するまでの間、本俸、職務手当、扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
  - 一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合（異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合。次号において同じ。）
  - 二 当該異動等の日から同日以後2年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方公共団体（以下「国等」という。）から派遣されて引き続き職員となり、第1項に規定する事業所以外の事業所に在勤することとなった場合において、任用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要と認められるときは、同項の規定に準じて地域手当を支給する。

（広域異動手当）

第12条の2 職員がその在勤する独立行政法人情報処理推進機構組織規程第2条に定める組織（以下この条において「事業所」という。）を異にして異動した場合又は職員の在勤する事業所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき独立行政法人情報処理推進機構広域異動手当支給細則（以下この条において「支給細則」という。）で定めるところにより算定した事業所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた事業所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と事業所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事業所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を

考慮して当該住居と事業所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として支給細則で定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、本俸、職務手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る事業所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事業所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として支給細則で定める場合は、この限りではない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

4 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、支給細則で定める。

(住居手当)

第13条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員

二 第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員又はこれらの職員と権衡上必要があると認められる職員。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額

(第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額)とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
    - イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
    - ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは17,000円)を11,000円に加算した額
  - 二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)
- 3 前2項の規定は、国家公務員宿舎等に居住している場合又は父母若しくは配偶者の父母が居住している住居の一部を借り受けこれに居住している場合には、適用しない。
- 4 前3項に定められているもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員の区分に従いそれぞれ当該各号に定める額を支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)にあつては、支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するもの

とした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額とする。

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する事を常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)にあっては、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額の合計額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円



を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

- 2 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、前項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - 一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が2万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 3 前項の規定は、国等から派遣されて引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、職員となった日の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要と認められるものの通勤手当の月額の算出について準用する。
- 4 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当に

あつては、1箇月)をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第14条の2 事業所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円(別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下「交通距離」という。)が別に定める距離以上である職員にあつては、その額に70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額)とする。

3 国等から派遣されて引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった日の直前の住居から職員となった日の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員には、第2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

5 前4項に規定する別に定める事項は、国家公務員に準じて定めるものとする。

(超過勤務手当)

第15条 正規の勤務時間外の勤務又は休日勤務を命ぜられた職員については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125

二 休日における勤務 100分の135(休日に勤務することを命ぜられた職員に対して休日の振替を行った場合を除く。代休を取得した場合は100分の35)

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務(法

定休日を除く。)の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 3 第11条第1項第1号に掲げる職務にある職員には、超過勤務手当は支給しない。
- 4 第1項及び第2項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### (管理職員特別勤務手当)

第15条の2 第11条第1項第1号に掲げる職務にある職員が臨時又は緊急の必要により休日(就業規則第8条に規定する休日)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を越えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。

#### (特別手当)

第16条 特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して6月30日及び12月10日(以下これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。

なお、基準日に在職する職員のうち、懲戒規程の規定により停職の処分を受けている職員には特別手当を支給しない。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において当該職員が受けるべき基本給の月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(管理監督の地位にある職員にあつては、その額に本俸月額に次項で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、別表第4で定める職員については本俸月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を基礎として別に定める基準により計算して得た額とする。
- 3 前項に規定する管理監督の地位にある職員の本俸の月額に乗ずる割合は、センター長、

副センター長、特命担当部長、部長及び副部長にあつては100分の23とし、グループリーダー、事務所長、室長及び調査役にあつては100分の14とする。

- 4 特別手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 5 前4項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(寒冷地手当)

第16条の2 寒冷地手当は、北海道札幌市に所在する事業所に在勤する職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給額に関し必要な事項は、別に定める。

(宿日直手当)

第16条の3 宿日直手当は、就業規則第9条の2の規定に基づき、宿日直勤務を行った職員に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、宿日直手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第17条 職員が勤務しない日又は時間があるときは、特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない日又は時間につき、それぞれ第22条に規定する勤務1日当たりの給与額又は第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(欠勤者の給与)

第18条 傷病による欠勤期間の給与は、普通傷病の場合にあつては、6月間（結核性疾患の場合にあつては1年）基本給の全額を支給する。

- 2 前項以外の事由による欠勤の場合で、その欠勤が引き続き1月を超えるときは、その1月を超えた日から当該欠勤の継続するまでの間、基本給の半額を支給する。

(休職者の給与)

第19条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。）第7条に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額から労災法の定めるところに従い給付された休業補償又は長期傷病補償の額を控除した残額を支給する。

- 2 職員が業務上の理由によらない傷病により休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、基本給、地域手当、広域異動手当、住居手当及び特別手当の100分の80を支給することができる。

- 3 職員が結核性疾患にかかり休職にされたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、基本給、地域手当、広域異動手当、住居手当及び特別手当の100分の80を支給することができる。
- 4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、基本給、特別手当及び住居手当の100分の60を支給することができる。
- 5 職員が前4項に規定する理由以外の理由により休職にされたときは、その休職の期間中の基本給、地域手当、広域異動手当、住居手当及び特別手当の支給については、その都度定める。
- 6 第2項、第3項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に規定する支給日に、当該各項の例による額の特別手当を支給することができる。

#### (介護休業者の給与)

- 第19条の2 職員の介護休業期間の給与については、その期間の勤務しない日につき、第22条に規定する勤務1日当たりの給与額を減額する。
- 2 職員が独立行政法人情報処理推進機構介護休業等に関する規程第9条第1項に規定する勤務時間の短縮の措置を受けて勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
  - 3 介護休業を受けた職員が再び勤務するに至った場合には、当該介護休業を受けた期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

#### (育児休業者の給与)

- 第19条の3 職員の育児休業の期間については、給与を支給しない。ただし、第16条に規定する基準日に在職する職員には、別に定めるところにより、特別手当を支給する。
- 2 職員が育児休業を開始した月又は終了した月に勤務しない日があるときは、その勤務しない日につき、第22条に規定する勤務1日当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
  - 3 職員が独立行政法人情報処理推進機構育児休業等に関する規程第11条第1項に規定する勤務時間の短縮の措置を受けて勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額を減額して給与を支給する。
  - 4 育児休業を終了した職員が復職した場合には、当該育児休業した期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整し、又は昇給期間を短縮することができる。

(特殊な退職及び死亡の場合の支給額)

第20条 定年退職及び機構の都合による退職並びに死亡の場合は、その者が現に受けるべきその月分の基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当の全額を支給する。

(日割計算)

第21条 次の各号の場合は、基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当については、勤務1日当たりの給与額を日割計算によって支給する。

- 一 新たに基本給又は職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当若しくは通勤手当を受けることになり、又はこれに変更があった場合
- 二 前条に規定する理由以外の理由で退職した場合
- 三 長期欠勤者で基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当が減額されていた者が出勤した場合
- 四 休職者で基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当が減額された者が復職した場合

(勤務1日当たりの給与額)

第22条 第17条に規定する勤務1日当たりの給与額は、本俸月額、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、第19条、第19条の2、第19条の3及び第21条に規定する勤務1日当たりの給与額は、基本給並びに職務手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び通勤手当を当該月における日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数で除して得た額とする。ただし、通勤手当については本条に定めるもののほか、別に定めるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額)

第23条 第15条、第17条、第19条の2及び第19条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額、職務手当の月額、本俸の月額に第12条第2項で定める地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額及び寒冷地手当の月額の合計額を当該年度の1月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

(端数の処理)

第24条 前2条の規定による給与計算において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(参事の給与)

第25条 参事の職務にある職員の給与については、別に定める。

(雑則)

第26条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成16年1月5日から施行する。
- 2 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）設立の際、情報処理振興事業協会（以下「協会」という。）又は財団法人日本情報処理開発協会情報処理技術者試験センター（以下「開発協会」という。）の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、協会又は開発協会の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。
- 3 平成16年1月4日現在協会及び開発協会に在職する職員であって、同年1月5日に本俸の決定を行った者の昇給については、第7条の規定にかかわらず、必要な調整を行うことができる。  
(昇給停止に関する経過措置)
- 4 平成11年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き在職する職員（基準日前から協会又は開発協会の職員であって、引き続き機構の職員となった者をいう。以下「継続職員」という。）のうち、基準日において55歳（以下「昇給停止年齢」という。）を超えている職員（基準日において58歳を超えていない職員に限る。以下「昇給停止年齢超過職員」という。）のうち、機構設立の際、協会又は開発協会の職員であった者については情報処理振興事業協会職員給与規程の従前の例により昇給させることができる。
- 5 継続職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において53歳を超え、55歳を超えていない職員については、第7条第3項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した後も、情報処理振興事業協会職員給与規程の従前の例により昇給させることができる。
- 6 継続職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日において50歳を超え、53歳を超えていない職員については、55歳に達した日後も、2回に限り、情報処理振興事業協会職員給与規程の従前の例により昇給をさせることができる。
- 7 基準日以後に、国家公務員、地方公務員、独立行政法人等からの人事交流等により新たに職員となった者のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又は前2項の職員との権衡上必要があると認められる職員については、昇給停止年齢に達した日後も、前3項の規定により昇給させることができる。
- 8 この附則に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則（平成16年3月26日 2003情総第151号・一部改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月15日 2004情総第65号・一部改正）

この規程は、平成16年10月15日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年8月31日 2005情総第59号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。  
（独立行政法人情報処理推進機構寒冷地手当支給細則の廃止）
- 2 独立行政法人情報処理推進機構寒冷地手当支給細則（平成16年1月5日 2003情総第62号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月29日 2005情総第107号・一部改正）

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成17年12月27日 2005情総第119号・一部改正）

この規程は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日 2005情総第166号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。  
（本俸の引下げに伴う経過措置）
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員であって、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（2009情総第108号）の別表第1の減額改定対象職員は、平成26年3月31日までの間、その者の受ける本俸月額が同日において受けていた本俸月額に100分の99.1を乗じて得た額に達しないこととなる場合には、本俸月額のほか、その差額に相当する額（独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（2010情総第132号）による改正後の職員給与規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本俸として支給する。  
（平成22年3月31日までの経過措置）
- 3 平成22年3月31日までの間における改正後の規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「112分の100」とあるのは「107分の100」とする。  
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 4 平成22年3月31日までの間における改正後の規程第12条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
------	------



東京都特別区	100分の7
大阪府大阪市	100分の5
愛知県名古屋市	100分の5
福岡県福岡市	100分の1

附 則（平成 19 年 3 月 29 日 2006 情総第 164 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（職務手当の経過措置）

- 2 改正後の規程第 11 条の規定による職務手当の額がこの規程の施行の日の前日に受けていた職務手当の額に達しないこととなる職員には、当該職務手当のほか、当該職務手当と同日にその職員が受けていた職務手当との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を職務手当として支給する。

一 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100

二 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

三 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50

四 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで 100 分の 25

- 3 規程（平成 18 年 3 月 31 日 2005 情総第 166 号）の附則第 3 項中「平成 22 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」とする。

- 4 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における規程第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「112 分の 100」とあるのは「108 分の 100」とする。

（地域手当の支給割合の経過措置）

- 5 規程（平成 18 年 3 月 31 日 2005 情総第 166 号）の附則第 4 項中「平成 22 年 3 月 31 日まで」とあるのは「平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで」とする。

- 6 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間における規程第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の8
大阪府大阪市	100分の6
愛知県名古屋市	100分の6
福岡県福岡市	100分の2

（平成 20 年 3 月 31 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

- 7 平成 20 年 3 月 31 日までの間においては、改正後の規程第 12 条の 2 第 1 項第一号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」と、同項第二号中「100 分の 3」とあるのは「100 分

の2」とする。

附 則（平成19年9月26日 2007情総第87号・一部改正）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日 2007情総第174号・一部改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成20年2月22日から施行し、平成19年4月1日から適用する。  
（職務手当の経過措置）
- 2 規程（平成19年3月29日 2006情総第164号）の附則第4項中「108分の100」とあるのは「108.5分の100」とする。  
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 3 規程（平成19年3月29日 2006情総第164号）の附則第6項の表を次のように改める。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の8.5
大阪府大阪市	100分の6
愛知県名古屋市	100分の6
福岡県福岡市	100分の2

附 則（平成20年3月12日 2007情総第191号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。  
（職務手当の経過措置）
- 2 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における規程第11条第3項の規定の適用については、同項中「112分の100」とあるのは「110分の100」とする。  
（地域手当の支給割合の経過措置）
- 3 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間における規程第12条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の10
大阪府大阪市	100分の7
愛知県名古屋市	100分の6
広島県広島市	100分の1
福岡県福岡市	100分の3

附 則（平成21年2月18日 2008情総第134号・一部改正）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当の支給割合の経過措置)

- 2 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における規程第12条第2項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の11
大阪府大阪市	100分の8
愛知県名古屋市	100分の6
広島県広島市	100分の3
福岡県福岡市	100分の4

附 則 (平成21年4月30日 2009情総第5号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成21年4月23日から施行する。

附 則 (平成21年12月1日 2009情総第108号・一部改正)

(施行期日)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月7日 2010情総第7号・一部改正)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年11月29日 2010情総第132号・一部改正)

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日までの間、別表第1の俸給表において改定が行われた等級及び号俸の本俸を受ける職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - 一 本俸 当該職員の本俸に100分の1.5を乗じて得た額
  - 二 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 三 地域手当 当該職員の本俸に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
  - 四 広域異動手当 当該職員の本俸に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

- 五 特別手当 それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該職員の本俸、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額（管理監督の地位にある職員にあっては、その額に当該職員の本俸に第16条第3項で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、別表第4で定める職員については当該職員の本俸、これに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に同表に掲げる加算割合を乗じて得た額を加算した額を基礎として別に定める基準により計算して得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- 3 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による算出した給与額から、当該職員の本俸並びにこれに対する地方手当および広域異動手当の月額合計額に当該年度における1月の平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第2項の規定の適用については、同項中「当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」とする。

附 則（平成24年1月31日 2011情総第121号・一部改正）  
この規程は、平成24年1月31日から施行する。

附 則（平成24年5月11日 2012情総第9号・一部改正）  
（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年5月11日から施行し、平成24年5月1日から適用する。  
（職員の給与の特例）
- 2 この規程の施行の日から平成26年4月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、規程第5条に規定する俸給表の適用を受ける職員に対する本俸月額の支給に当たっては、本俸月額から、本俸月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職務の等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の等級	支給減額率
1等級及び2等級	100分の9.77
3等級及び4等級	100分の7.77
5等級及び6等級	100分の4.77

- 3 特例期間においては、本規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 職務手当 当該職員の職務手当の月額に100分の10を乗じて得た額

- 二 地域手当 当該職員の本棒月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当に対する地域手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 三 広域異動手当 当該職員の本棒月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の職務手当に対する広域異動手当の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額
- 四 特別手当 当該職員が受けるべき特別手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額
- 五 第 19 条第 2 項から第 4 項まで又は第 6 項の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからハまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからハまでに定める額
- イ 第 19 条第 2 項又は第 3 項 前項及び第二号から第四号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額
- ロ 第 19 条第 4 項 前項及び第四号に定める額に 100 分の 60 を乗じて得た額
- ハ 第 19 条第 6 項 第四号に定める額
- 4 特例期間においては、第 19 条第 1 項に規定する休職者の給与については、第 19 条第 1 項の規定にかかわらず、同項により算出した給与の全額より第 2 項及び前項各号に定める額を減じて得た額から、労災法の定めるところに従い給付された休業補償又は長期傷病補償の額を控除した残額を支給する。
- 5 特例期間においては、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 23 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本俸の月額、本俸の月額に第 12 条第 2 項で定める地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額の合計額を当該年度の 1 月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに職務手当の月額を当該年度の 1 月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- (端数処理)
- 6 この規程に基づき給与を減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 2012 情総第 118 号・一部改正)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- (平成 25 年 7 月 1 日の昇給の特別措置)
- 2 平成 25 年 7 月 1 日の昇給については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則 (平成 26 年 12 月 26 日 2014 情総第 87 号・一部改正)

- 1 この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 2015 情総第 6 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、改正後の規程第 5 条の規定による本俸の額がこの規程の施行の日の前日に受けていた本俸の額に達しないこととなる職員には、当該本俸のほか、当該本俸と同日にその職員が受けていた本俸との差額に相当する額（独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（2010 情総第 132 号）による改正後の同規程附則第 2 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を本俸として支給する。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程第 12 条第 2 項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず次の表に掲げる支給地域及び支給割合とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100 分の 12.5
大阪府大阪市	100 分の 9.5
愛知県名古屋市	100 分の 8
広島県広島市	100 分の 4
福岡県福岡市	100 分の 4

- 4 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における規程第 14 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 11 日 2015 情総第 158 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 10 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 28 年 6 月 29 日 2016 情総第 31 号・一部改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。  
（平成 28 年 7 月 1 日の昇給の特別措置）
- 2 平成 28 年 7 月 1 日の昇給については、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例とする。

附 則（平成29年3月13日 2016情総第144号・一部改正）

- 1 この規程は、平成29年3月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成29年3月27日 2016情総第161号・一部改正）  
（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。  
（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）
- 2 平成32年3月31日までの間における改正後の第9条第3項で定める支給額は、次の表のとおりとする。

扶養親族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
第2項第1号に該当する配偶者	下記以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	1等級職員	10,000円	6,500円	3,500円
第2項第2号に該当する子		8,000円	10,000円	10,000円
第2項第3号から第6号までのいずれかに該当する者	下記以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
	1等級職員	6,500円	6,500円	3,500円
職員に配偶者がいない場合（子1人のみ）		10,000円	10,000円	10,000円
職員に配偶者及び扶養親族となる子がない場合の扶養親族（父母等1人のみ）		9,000円	上記の父母等の額	

附 則（平成30年3月8日 2017情総第369号・一部改正）

- 1 この規程は、平成30年3月9日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成30年6月29日 2018情総第133号・一部改正）

- 1 この規程は、平成30年7月1日から施行する。

- 2 平成 29 年 3 月 27 日付けの附則中、「平成 32 年 3 月 31 日」とあるのは、「2020 年 3 月 31 日」と読み替える。
- 3 平成 27 年 4 月 1 日からの規程第 11 条第 3 項の規定の適用については、同項中「112 分の 100」とあるのは「114 分の 100」とする。

附 則（平成 31 年 3 月 13 日 2018 情総第 574 号・一部改正）

- 1 この規程は、平成 31 年 3 月 12 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 31 年 3 月 29 日 2018 情総第 605 号・一部改正）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日 2019 情総第 616 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和 2 年 3 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日 2020 情総第 1377 号・一部改正）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日 2021 情総第 665 号・一部改正）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 11 月 24 日 2022 情総第 510 号・一部改正）

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第一の改正については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合には、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。



別表第1（第5条関係）

## 俸 給 表

号俸	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
1	377,100	317,400	263,200	236,000	192,500	146,800
2	379,600	319,600	265,200	237,100	194,700	148,700
3	382,000	321,600	267,300	237,900	196,900	150,500
4	384,300	323,700	269,300	239,000	199,100	152,300
5	386,600	325,800	271,300	239,800	201,400	154,200
6	389,000	327,800	273,400	241,100	203,900	156,100
7	391,400	329,800	275,500	242,000	206,100	157,900
8	393,600	331,700	277,600	243,100	208,500	159,600
9	395,900	333,800	279,500	244,000	210,900	161,400
10	398,300	336,000	281,700	244,900	213,700	163,500
11	400,600	338,000	283,800	246,300	216,500	165,600
12	403,000	340,100	285,900	247,700	219,300	167,600
13	405,300	342,000	288,000	248,900	221,900	169,400
14	407,700	344,000	290,100	250,300	224,000	172,100
15	410,000	346,000	292,300	251,700	226,100	174,600
16	412,200	348,000	294,200	252,900	228,000	177,100
17	414,500	350,100	296,100	254,100	230,100	179,800
18	416,800	352,400	298,100	254,900	231,700	182,200
19	419,300	354,700	299,900	256,100	233,800	184,500
20	421,700	357,000	301,600	257,200	235,400	187,000
21	423,900	359,200	303,100	258,500	236,700	189,300
22	426,200	361,300	305,200	260,100	238,100	191,700
23	428,600	363,700	307,300	261,800	239,400	194,100
24	430,900	365,900	309,500	263,300	240,800	196,400
25	433,200	368,200	311,600	265,000	241,800	198,500
26	435,400	370,500	313,800	267,000	243,100	200,800
27	437,700	372,700	316,200	268,700	244,500	203,100
28	440,100	375,200	318,400	270,600	245,600	205,100
29	442,300	377,600	320,800	272,500	247,100	207,200
30	444,700	380,100	323,000	274,200	248,100	209,300
31	447,000	382,500	325,300	276,200	249,000	211,400
32	449,500	385,000	327,500	277,700	250,300	213,400

33	451,800	387,400	329,600	279,600	251,700	215,400
34	454,100	390,100	331,900	281,200	253,000	217,000
35	456,200	392,500	334,400	282,500	254,700	218,500
36	458,300	394,800	336,600	284,100	256,400	219,900
37	460,600	397,300	338,700	285,800	258,000	221,300
38	463,000	399,900	340,800	287,500	259,600	222,500
39	464,900	402,500	343,300	289,400	261,100	223,800
40	466,700	405,100	345,400	291,100	262,600	225,100
41	468,200	407,600	347,500	292,800	263,900	226,000
42	469,500	410,200	349,600	294,500	265,500	226,900
43	471,800	412,600	351,700	296,100	266,900	227,900
44	474,200	415,100	354,000	297,700	268,400	228,700
45	476,500	417,500	356,300	299,400	269,900	229,400
46	478,900	419,900	358,600	300,900	271,000	230,300
47	481,400	422,300	360,600	302,700	272,400	230,800
48	483,700	424,700	362,800	304,400	273,800	231,700
49	485,900	426,800	365,000	305,700	275,100	232,100
50	488,100	429,000	366,800	307,200	276,400	232,700
51	490,500	431,200	368,700	308,700	277,800	233,100
52	492,900	433,300	370,500	310,000	279,100	234,000
53	495,200	435,400	372,500	311,500	280,300	234,500
54	497,600	437,400	374,100	313,000	281,200	235,200
55	499,900	439,500	375,800	314,400	282,500	235,800
56	502,200	441,000	377,600	315,700	283,400	236,500
57	504,600	441,800	379,200	317,100	284,600	237,200
58	506,800	443,000	380,500	318,400	285,500	237,900
59	509,200	444,300	381,700	319,700	286,500	238,600
60	511,400	444,900	382,900	321,000	287,600	239,200
61	513,700	446,500	384,000	322,300	288,600	239,700
62	515,700	448,300	385,100	323,400	289,500	240,300
63	517,600	449,900	386,000	324,600	290,500	240,800
64	519,700	451,500	387,000	325,600	291,400	241,200
65	521,700	453,000	387,800	326,800	292,400	241,700
66	523,200	454,600	388,700	327,700	293,300	242,300
67	524,600	456,100	389,300	328,600	294,100	242,800

68	525,900	457,600	389,600	329,200	294,900	243,200
69	527,300	459,000	390,000	330,000	295,500	243,700
70	528,500	460,100	390,400	330,600	296,200	244,100
71	529,700	461,400	390,700	331,300	297,000	244,400
72	530,900	462,600	391,000	331,900	297,700	244,800
73	532,100	463,700	391,100	332,500	298,300	245,100
74	533,200	464,800	391,400	333,100	298,900	245,500
75	534,100	465,900	391,900	333,500	299,300	245,800
76	535,100	466,800	392,300	334,000	299,800	246,200
77	536,000	467,900	392,700	334,500	300,300	246,400
78		468,900		335,100		
79		469,600		335,900		
80		470,500		336,400		
81		471,400		337,100		
82		472,200		337,700		
83		472,800		338,500		
84		473,500		339,100		
85		474,100		339,500		
86				340,200		
87				340,800		
88				341,300		
89				342,000		

備考 5等級9号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で情報処理推進機構職員給与規程第6条第1項第1号に規定するものの俸給月額は、この表にかかわらず、205,000円とする。

別表第2（第11条関係）

職務の区分	等級	職務手当
センター長、副センター長、特命担当部長及び部長	1等級	95,300円
シニアエキスパート	1等級	95,300円
	2等級	87,800円
副部長	2等級	87,800円
グループリーダー、事務所長、室長及びエキスパート	2等級	80,400円

調査役	2等級	70,600円
サブグループリーダー及び主幹	3等級	28,200円

別表第3（第12条関係）

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の14
大阪府大阪市	100分の10
愛知県名古屋市	100分の9
広島県広島市	100分の4
福岡県福岡市	100分の4

別表第4（第16条関係）

職務の区分	等級	加算割合
センター長、副センター長、特命担当部長、部長、シニアエキスパート、副部長	1等級、2等級	100分の20
グループリーダー、事務所長、室長、エキスパート、調査役	2等級	100分の15
サブグループリーダー、主幹	3等級	100分の10
主任、一般職員	4等級、5等級	100分の5

備考： 5等級にあつては、理事長が指定する者に限る。